

医療機関入院中だけが切断リハのゴールではない。切断者が地域生活をしていく中で、今後ますます、リハ科医が関わるのが重要である。

おわりに

更生相談所の補装具判定をしていて、義肢に関する主治医がいない切断者が目立つというのが最近の印象である。今回の調査でも明らかになったように切断者は増加傾向にある。リハ科医が切断者と積極的に関わり、適切な義肢処方、経過観察をする必要があることを痛感している。

文 献

1) 榎本 修, 筒井澄栄: 補装具新規支給判定における完成

用部品実数調査. 利用者のニーズに基づく補装具費支給制度の改善策に関する調査研究, 厚生労働科学研究費補助金(障害者対策総合研究事業) 総括・分担研究報告書, 2012; 20-48

- 2) 日本整形外科学会・日本リハビリテーション医学会監修: 切断者の現況. 義肢装具のチェックポイント第7版. 医学書院, 東京, 2006; pp 42-44
- 3) 武智秀夫, 長島弘明, 武智宏介: 大腿切断と義足の現状 大腿切断の発症数, 原因, 予後 岡山県の調査から. 総合リハビリテーション 1998; 26: 7-10
- 4) 佐々木達哉, 中島隆之, 吉田弘之, 他: 岩手県における末梢動脈疾患に対しての下肢切断実態調査. 日本血管外科学会誌 2006; 15: 421-426
- 5) Global Lower Extremity Amputation Study Group: Epidemiology of lower extremity amputation in centres in Europe, North America and East Asia. The Global Lower Extremity Amputation Study Group. Br J Surg 2000; 87: S 328-337

障害者自立支援法における筋電義手の支給と課題

榎本 修

宮城県リハビリテーション支援センター

(平成 25 年 4 月 22 日受付)

要旨：障害者自立支援法において筋電義手を支給する場合、厚生労働省が告示する支給基準外の特例補装具となる。また、身体障害者更生相談所の判定においては、前例や経験が少ないことから難渋されることが多い。筆者らが行った補装具支給判定における調査では、全国の更生相談所が 2010 年度に判定した義手の新規処方数は 219 件/年であった。型式では、装飾用 189 件 (86.3%)、能動式 11 件 (5.0%)、作業用 14 件 (6.4%)、筋電 5 件 (2.3%) と装飾用が 9 割近くを占め、障害者自立支援法での筋電義手の新規処方件数は極めて少なかった。障害者自立支援法で筋電義手を支給する条件は、1) 能動式義手では対応できない就労、日常生活上の動作が必須、2) 専門医療機関等で試用訓練が終了し、判定時に筋電義手が使用可能、使用効果があることが確認できる段階であること、3) 支給後も定期的にメンテナンス、フォローを行う機関が地域にあることである。今後の支給件数を増やすには、判定機関である更生相談所が筋電義手の有用性を理解し、地域の専門医療機関との連携が必要である。

(日職災医誌, 61 : 305—308, 2013)

—キーワード—

障害者自立支援法, 筋電義手, 身体障害者更生相談所

1. はじめに

身体障害者福祉法、障害者自立支援法（平成 25 年 4 月から障害者総合支援法に改名したため、以下、本稿中では両名を必要に応じて記述）による筋電義手支給は、厚生労働省が定める「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準¹⁾」において、電動ハンドなどの完成用部品は認められているものの「筋電義手」という型式が認められていないために、これまで基準外補装具、特例補装具として支給されてきた。しかし、身体障害者更生相談所（以下更生相談所）の判定においては、前例や経験、判定医をはじめ判定する側の技術職の知識が少ないことから難渋されることが多く、全国的にも支給件数が少ないのが実態である。ここでは、筆者ら調査した障害者自立支援法における義手支給の最近の統計も踏まえながら筋電義手支給の課題を考察する。

2. 最近の義肢支給統計

筆者らが行った補装具新規支給判定における完成用部品実数調査(平成 23 年度厚生労働省科学研究報告書²⁾)によれば、全国の更生相談所が平成 22 年度に判定した義手の新規処方数は 219 件/年であった。これは 1 年間の新規

義肢処方数 1,912 件のうちの 11% に過ぎず、義手処方自体がいかに少ないかが伺える。型式では、装飾用 189 件 (86.3%)、能動式 11 件 (5.0%)、作業用 14 件 (6.4%)、筋電義手 5 件 (2.3%) と装飾用が 9 割近くを占め、障害者自立支援法での筋電義手の新規処方方がいかに少ないかが明白である (図 1)。

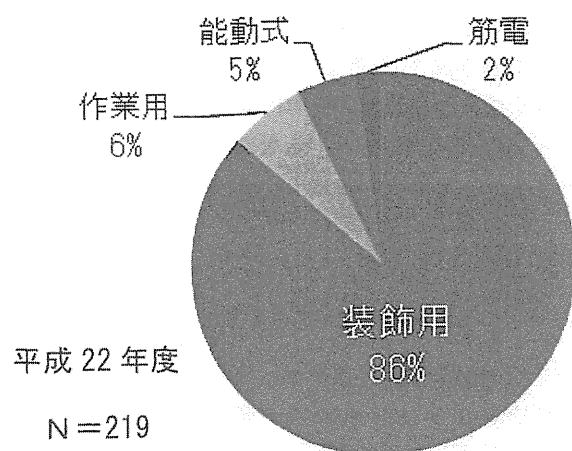


図 1 全国更生相談所における義手処方の割合

表1 障害者自立支援法による筋電義手判定事例

| No | 原因 | 切断部位 | 年齢 | 性 | 職業 | 必要性 | 判定結果 | 判定に要した期間 | 適合確認 |
|----|--------|------|-----|---|----|-------------|------|----------|------|
| 1 | 労災事故 | 左前腕 | 30代 | 男 | 建築 | 肩より上方での把持作業 | ○ | 6カ月 | 有 |
| 2 | 農作業中 | 左前腕 | 50代 | 男 | 農業 | 重機運転 | ○ | 5カ月 | 有 |
| 3 | 労災事故 | 左前腕 | 50代 | 女 | 主婦 | 退職後の家事 | × | 3カ月 | |
| 4 | 外傷 | 左前腕 | 50代 | 男 | 建築 | 重量物を握っての作業 | ○ | 6カ月 | 有 |
| 5 | 労災事故 | 右前腕 | 40代 | 男 | 建築 | 重機運転 | ○ | 18カ月 | 有 |
| 6 | 幼少時の事故 | 右手関節 | 60代 | 男 | 農業 | 重機運転 | ○ | 3カ月 | 有 |

表2 補装具判定専門委員会によるQ & A例

| |
|---|
| Q 筋電義手の対象者について教えてください |
| A 上肢を手関節以上で失った方で、能動式の義手では効果が期待できない強い把持力を要する作業や手先具の開閉が困難な肩関節を拳上した高さでの作業を行う必要がある場合などが対象となると考えます。筋電義手の支給は特例補装具の扱いとなり、使用状況や使用目的等を十分に調査する事が必要です。専門機関での評価と十分な試用装着訓練が済み、日常生活や就労等で使用することが必要かつ、可能であることが確認され、支給後もメンテナンス、フォローアップを行う機関が地域にあることが前提条件となります。 |

表3 障害者自立支援法で筋電義手を支給する場合の要件

| |
|--|
| 1. 能動式義手では対応できない就労、日常生活上の動作が必須 |
| 2. 専門医療機関等で試用装着訓練が終了し、判定時に筋電義手が使用可能、使用効果があることが確認できる段階であること |
| 3. 支給後も定期的にメンテナンス、フォローアップを行う機関が地域にあること |

3. 障害者自立支援法による筋電義手処方例

平成21年度障害者自立支援調査研究プロジェクトで筆者らがまとめた「特例補装具判定困難事例集」¹³⁾によれば、6例の片側上肢切断への筋電義手事例(5例前腕切断、1例手関節離断)が紹介されている。うち3例は労災事故であるが、労災法では対象外とされ、障害者自立支援法での対応となった例である。支給適当と判定された5例の職業は3例が建築関係、2例が農作業であった。具体的な義手の必要性は、重機の運転、肩より上方での把持作業、重量物を握っての作業であった。不適当とされた1例は家事での使用目的で、能動式義手でも対応可能であることが却下の理由であった。更生相談所の判定には3~18カ月(平均6.8カ月)を要し、全例とも支給後の適合確認、フォローアップがなされていた(表1)。

4. 更生相談所における筋電義手判定の共通認識

補装具費支給制度の解釈、補装具判定に難渋する例などに対する判定の考え方等の質問にタイムリーに答えるシステムを平成23年度より全国身体障害者更生相談所長協議会内に「補装具判定専門委員会」として立ち上げている(委員長榎本 修)。筋電義手に関する質問も寄せられており、対象者の考え方、支給の要件を委員会としてまとめ、全国の更生相談所にメールで配信し情報の共有を図っている(表2, 3)。

5. 筋電義手はなぜ特例補装具のままか

厚生労働省は補装具の福祉行政報告例等で支給件数に一定の実績(5%以上)があり、複数の県で、複数年にわたって交付された基準外の種目、型式について調査した上で、類型化できるもの(基準の作成が可能なもの)は

基準化する方向性であるとしている(厚生労働省補装具評価検討委員会)。平成22年度の義手の支給件数は1,450件であり、その5%とすれば、年間73件以上の障害者自立支援法による筋電義手の支給実績を積み重ねなければならない。しかし、平成22年度に支給された義手のうち筋電義手も含めた特例補装具は16件に過ぎなかった。この状態では、いつまでたっても筋電義手の基準内化は困難であり、特例補装具として扱われることになる。特例補装具というだけで行政側にとっては認め難い補装具だという印象を与えてしまう。

6. 考 察

我が国において筋電義手の普及がなかなか進まない理由として、処方や装着指導が可能な医師、セラピストの不足、行政の対応不足などが指摘されている⁴⁾。また、重量、価格の面も実用化の課題とされている⁵⁾。片側上肢切断者は装飾用義手の使用が多く、メンテナンスの体制が不十分な中では筋電義手の公的支給にはなじまないとの意見もある⁶⁾。10数年前の統計でも欧米では筋電義手が数10%の普及率に対し我が国は2%程度であり⁷⁾、本稿で紹介した我々の調査とその割合に変化はなく、普及が進んでいるとは言い難い。

障害者自立支援法で支給する補装具は「身体機能を補完又は代替する用具」であり、公費で支給することから、「真に必要」な状況が求められる⁸⁾。あれば便利だから欲しい、QOLの向上や介助の軽減になるから希望するということだけでは認められず、真に必要な要件とは、その用具、機能がなければ生活、就労、就学が極めて困難であるという状況が判定のポイントとなる⁹⁾。したがって、筋電義手においても、生活、就労の具体的な動作の中で使用の必要性が認められた場合に限り支給できることとなる。補装具費支給判定における行政的な判断の視点は、他の補装具で対応できないか、公費で支給する以上、同

等安価で少しでも安くできれば安い製品を薦めるということが基本姿勢である。筋電義手は高額でもあり、能動式義手等では対応できない就労、日常生活上の動作が必須の場合に公的支給が認められる。

最近の義手支給の統計では9割近くが装飾用義手であり、能動式、筋電義手は1割以下であった。片側上肢切断者ではADLが自立すること、パソコン操作など片手のできる就労形態が増えたことなども装飾用で十分であるとされる一因と考えられる。能動式義手は外観が不良である上に、訓練ができる医師やセラピストが減っていることから、医療保険での作製が極めて少ない。したがって、更生相談所の判定の段階では新規に希望する者がおらず、能動式の申請が上がるほとんどの例は使いこなしている再支給例である。そうすると、機能と外観を兼ね備えた筋電義手はもっと普及しても良いはずだが、医療保険で治療用装具としても作製できない、福祉では特例補装具となるというハードルがあり、なかなか支給件数が増えない。

労災保険では両上肢切断者が筋電義手の対象者要件であったが平成25年度から片側上肢切断者にも対象者要件が拡大される。ただし、就労又は社会生活を送るために筋電義手を必要不可欠とする者で、試用機での試用装着訓練を踏まえた上で実施に現場で使用継続をしている者に限られる¹⁰⁾。この動きをきっかけに障害者総合支援法でも筋電義手の支給が普及することを望みたい。そのためには、更生相談所だけで解決できるものでもなく、義肢装具の処方経験が豊富な医師、専門医療機関との連携が求められる。導入からフォローアップまで行える筋電義手の専門医療機関が地域にあることが必須であり、更生相談所いわゆる行政側がそれと連携していく柔軟な姿勢が求められる。また、試用機にかかる経費が公費で支給されないことも支給件数が増えない原因と考えられ、今後、支給制度の改善も望まれる。

7. 結 語

今後、障害者総合支援法での筋電義手の支給件数を増やすには、判定する側の更生相談所が筋電義手の必要性を見極める技術を向上させ、有益であることを理解する姿勢を示さなければならない。デモ機の提供やそれにか

かる費用を補償するシステムがないことも普及の妨げになっている。判定機関である更生相談所のレベルアップが望まれるが、全国の更生相談所における医師、リハビリテーション専門職等の配置には地域差もあり、地域の専門医療機関との連携が必須である。

文 献

- 1) 補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準。厚生労働省告示第528号(平成18年9月29日、24年3月30日第5次改正)。
- 2) 榎本 修、筒井澄栄：補装具新規支給判定における完成用部品実数調査、利用者のニーズに基づく補装具費支給制度の改善策に関する調査研究(研究代表者相川孝訓)、平成23年度総括・分担研究報告書。2012, pp 20—48。
- 3) 榎本 修、武田輝也、伊藤利之、他：特例補装具・判定困難事例集。東京、テクノエイド協会、2010, pp 83—88。
- 4) 加倉井周一、清水和彦、古川 宏：我が国でなぜ筋電義手の実用普及が行われないのか—専門職種によるアンケート調査結果—。特集 筋電義手。日本義肢装具学会誌 17：234—242, 2001。
- 5) 浅見豊子：筋電義手の実用性における課題。特集 動く支援機器—電動義肢からロボットまで。日本義肢装具学会誌 29：74—79, 2013。
- 6) 武智秀夫：筋電義手は公費支給になじむか。特集 筋電義手。日本義肢装具学会誌 17：262—264, 2001。
- 7) 川村次郎：筋電義手の普及への展望。特集 筋電義手。日本義肢装具学会誌 17：257—261, 2001。
- 8) 補装具費支給事務取扱指針について。厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知(平成18年9月29日、24年3月30日最終改正)。
- 9) 榎本 修：障害者自立支援法による補装具費の支給。特集 障害者自立支援法と補装具。総合リハビリテーション 35：745—750, 2007。
- 10) 住田幹男、赤井正美、榎本 修、他：義肢等補装具専門家会議報告書。厚生労働省労働基準局労災補償部補償課、2012, pp 13—14。

別刷請求先 〒981-1217 名取市美田園2-1-4
宮城県リハビリテーション支援センター
榎本 修

Reprint request:

Osamu Kashimoto
Miyagi Prefectural Rehabilitation Support Center, 2-1-4, Mita-zono, Natori-shi, Miyagi, 981-1217, Japan

Issues through Financial Support for the Myoelectric Upper Limb Prosthesis under the Services and Supports for Persons with Disabilities Act

Osamu Kashimoto

Miyagi Prefectural Rehabilitation Support Center

Although the myoelectric upper limb prosthesis is not included in the regulations of the Japanese Ministry of Health, Labour and Welfare, this so-called special prosthesis can be obtained through financial support under the Services and Supports for Persons with Disabilities Act. Because of the inexperience with the use of this special prosthesis, rehabilitation counseling centers for the physically disabled in Japan find it difficult to identify patients who may benefit by receiving this prosthesis. Our research statistics indicate that 219 patients in Japan received upper limb prostheses through financial support in 2010. Of these, 189 (86.3%) received cosmetic upper limb prostheses, 11 (5.0%) received body powered upper limb prostheses, 14 (6.4%) received upper limb prostheses for work, and only 5 (2.3%) received myoelectric upper limb prostheses. A myoelectric upper limb prosthesis can be provided through financial support if a body powered upper limb prosthesis is inadequate for physical labor or for performing activities of daily living, if the myoelectric upper limb prosthesis is proven to be useful and effective after a training period and a trial period of use in a special medical institution, and if mechanical maintenance of the prosthesis and periodic follow-up is feasible. To increase the provision of myoelectric upper limb prostheses through financial support, members of rehabilitation counseling centers for the physically disabled must understand its usefulness and indications and co-ordinate with special medical institutions.

(JJOMT, 61: 305—308, 2013)

第1回 補装具の適切な支給実現のための 制度・仕組みに関する研究会

●研究会概要

開催日時： 平成26年2月22日(土)13時30分～16時30分(開場:13時)

開催場所： 国立障害者リハビリテーションセンター学院 1階 学院講堂

※当初 6階大研修室の予定でしたが、参加登録多数のため同じ建物内で場所を変更しました。

(埼玉県所沢市並木4-1)

主催： 国立障害者リハビリテーションセンター研究所

対象： 更生相談所関係者の方、完成用部品・補装具の供給事業者の方、一般

参加費： 無料

情報保障： 要約筆記を予定

●開催趣旨

障害福祉制度における補装具費支給制度は、身体障害者の自立と社会参加を支えるうえで重要な役割を担っています。必要とする人がより適切な補装具を使えるようにしていくためには、利用者の機能、補装具の機能、価格が適切にマッチすることが望ましいと考えられます。

適切な補装具費支給を行っていくためには、全国の更生相談所の補装具判定における基準解釈を平準化し、地域格差をなくして公平・公正な判定の考え方を理解する必要があると考えられます。また、補装具のなかでも義肢・装具・座位保持装置については、その機能を規定するうえで重要な役割を果たす完成用部品(厚生労働省により認可されたモジュール化された部品)の機能の違いなどが必ずしも明瞭でなく、どのような利用者にどのような部品が適しているのかわかりにくい部分があるという課題があります。義肢等の支給判定をよりわかりやすいものにし、これとあわせてその価格の妥当性を考えるうえで、完成用部品の機能を整理することは一つの課題と言えます。

こうした問題を解決するために、厚生労働科学研究費補助金研究プロジェクト「補装具の適切な支給実現のための制度・仕組みの提案に関する研究」(研究代表者 国立障害者リハビリテーションセンター研究所福祉機器開発部長 井上剛伸。研究予定期間 平成25～27年度)では、支給判定困難事例についてなど更生相談所からみた補装具費支給制度上の課題について検討を進めるとともに、完成用部品の持つ機能について米国保険制度におけるL code等の制度を参考として機能を整理しその区分を整備することを検討しています。

本研究会では、このような課題を含めた補装具費支給制度についての現況について報告し、関係者間での意見交換をおこないたいと考えています。

※本研究会は平成25年度厚生労働科学研究費補助金(障害者対策総合研究事業)

「補装具の適切な支給実現のための制度・仕組みの提案に関する研究」を受けて開催します。

研究会ホームページ <http://www.rehab.go.jp/ri/event/2014kourou-hosougu/>



●プログラム

- 13:30-13:35 開会挨拶
中村 耕三（国立障害者リハビリテーションセンター総長）
- 13:35-13:50 研究概要
井上 剛伸（研究代表者・国立障害者リハビリテーションセンター研究所）
- 13:50-14:10 各論1 完成用部品の機能にかかる課題と米国保険制度における機能区分
児玉 義弘（研究分担者・ナブテスコ株式会社）
- 14:10-14:30 各論2 更生相談所からみた補装具費支給制度の課題
樫本 修（研究分担者・宮城県リハビリテーション支援センター）
- 14:30-14:50 補装具行政からみた課題
加藤 晴喜（厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部企画課
自立支援振興室 福祉用具専門官）
- 14:50-15:00 休憩
- 15:00-16:20 パネルディスカッション
進行役
井上剛伸
パネリスト
児玉 義弘
樫本 修
加藤 晴喜
高橋 啓次（有限会社 ピー・オー・テック 代表取締役）
羽佐田 和之（パシフィックサプライ株式会社 取締役事業開発本部長）
我澤 賢之（研究分担者・国立障害者リハビリテーションセンター研究所）
- 16:20 閉会挨拶
加藤 誠志（国立障害者リハビリテーションセンター研究所長）
- 16:30 閉会

補装具の適切な支給実現のための 制度・仕組みの提案に関する研究 平成25年度～27年度

井上剛伸*、我澤賢之*、山崎伸也*、石渡利奈*
檜本修**、児玉義弘***

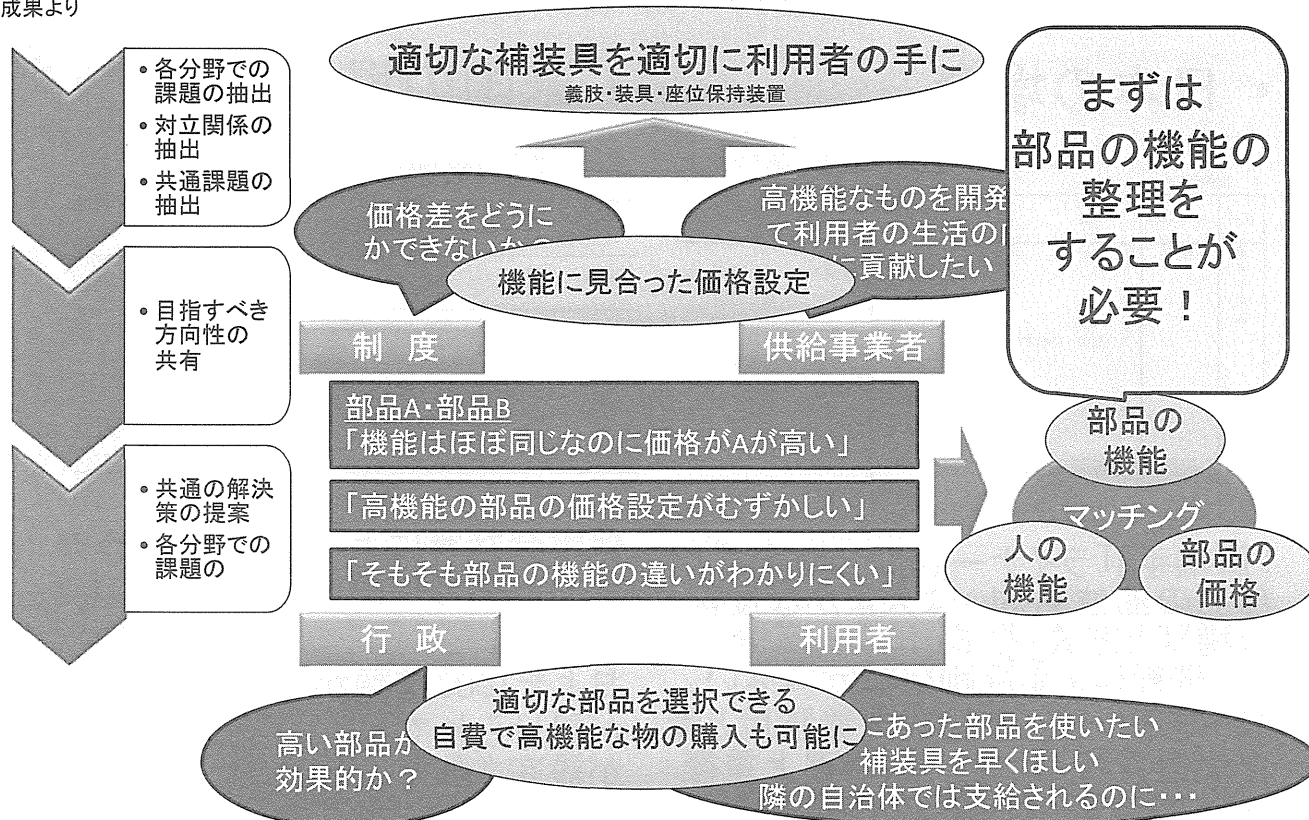
*国立障害者リハビリテーションセンター研究所

**宮城県リハビリテーション支援センター

***ナブテスコ株式会社

厚生労働科学研究費補助金「障害者の自立を促進する福祉機器の利活用のあり方に関する研究」(H22-24 研究代表者 諏訪基)の成果より

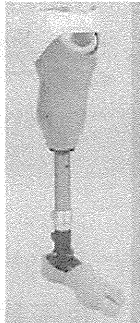
研究の背景



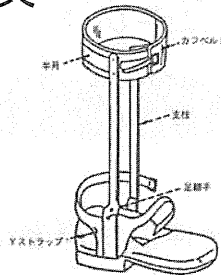
完成用部品

- 補装具のなかでも

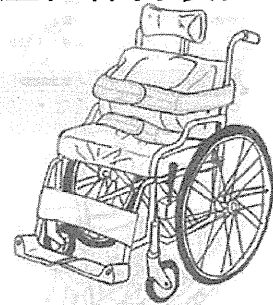
義肢



装具



座位保持装置



の3種は、厚労省により認可されたモジュール化部品（完成用部品）を用いる場合がある。どの部品を使うかにより、利用の効果が大きく左右される。

しかし、日本ではこの完成用部品が機能面からは区分整理されていない。

義肢等に関連する部品の区分

- 日本の場合

(別添)

補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算

1 殻構造義肢

| 区分 | 名称 | 型式 | 価格 円 | 使用部 |
|-----------------------|--------------|----------|------------|--------------|
| 義 手 用 部 品 | 肩継手 | A 隔板式 | 32,600 | ホスマー FS-25 |
| | | | 32,600 | ホスマー FS-50 |
| | | | 32,600 | ホスマー FS-75 |
| | 肘継手 | B 屈曲・外転式 | 46,200 | ホスマー FAJ-100 |
| | | | 29,000 | 啓愛 KI-H-023 |
| | | | C ユニバーサル式 | 43,200 |
| 43,200 | ホスマー USJ-100 | | | |
| 肘継手 | A 硬性たわみ式 | 25,900 | ホスマー HFH-2 | |
| | | 25,900 | ホスマー HFH-4 | |

「肩継手」「ライナー」といった完成用部品の部位あるいは大まかな役割の種別と方式(型式)による区分のみ。機能による詳細な区分はない。230種類(ただし、殻構造義肢用と骨格構造義肢用とで一部事実上重複していると思われるものも含む)。

- 米国の場合

| HCPCS | Action Code | Long Description |
|-------|-------------|---|
| L5828 | | ADDITION, ENDOSKELETAL KNEE-SHIN SYSTEM, SINGLE AXIS. |
| L5830 | | ADDITION, ENDOSKELETAL KNEE-SHIN SYSTEM, SINGLE AXIS. |
| L5840 | | ADDITION, ENDOSKELETAL KNEE/SHIN SYSTEM, 4-BAR LINKAGE CONTROL. |
| L5845 | | ADDITION, ENDOSKELETAL, KNEE-SHIN SYSTEM, STANCE FLE: |
| L5846 | D | ADDITION, ENDOSKELETAL, KNEE-SHIN SYSTEM, MICROPROCI ONLY. |
| L5847 | D | ADDITION, ENDOSKELETAL KNEE-SHIN SYSTEM, MICROPROCE |

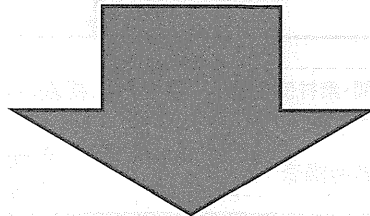
保険会社等により義肢・装具等の部品の区分に用いられてる「Lコード」。

およそ1000種類からなる機能区分が設けられており、区分毎に価格が設定されている。

研究の目的

完成用部品の機能区分を整理

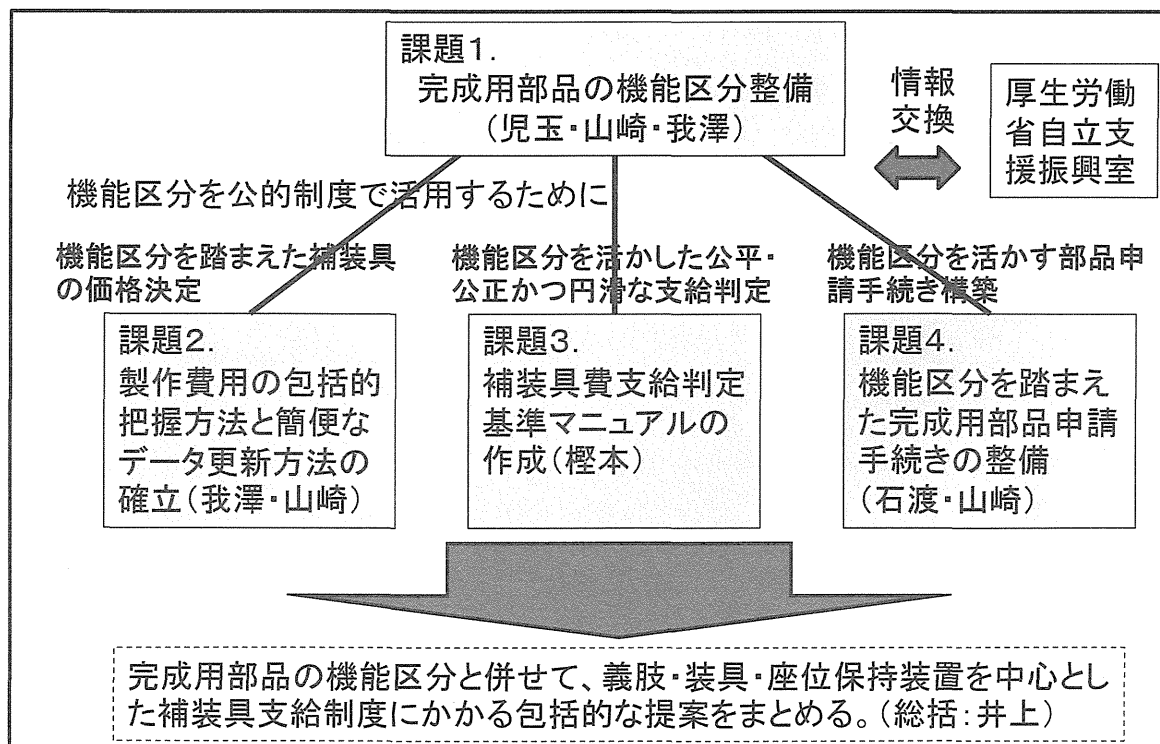
機能区分導入をうまく機能させるための
制度・仕組みづくりの提案



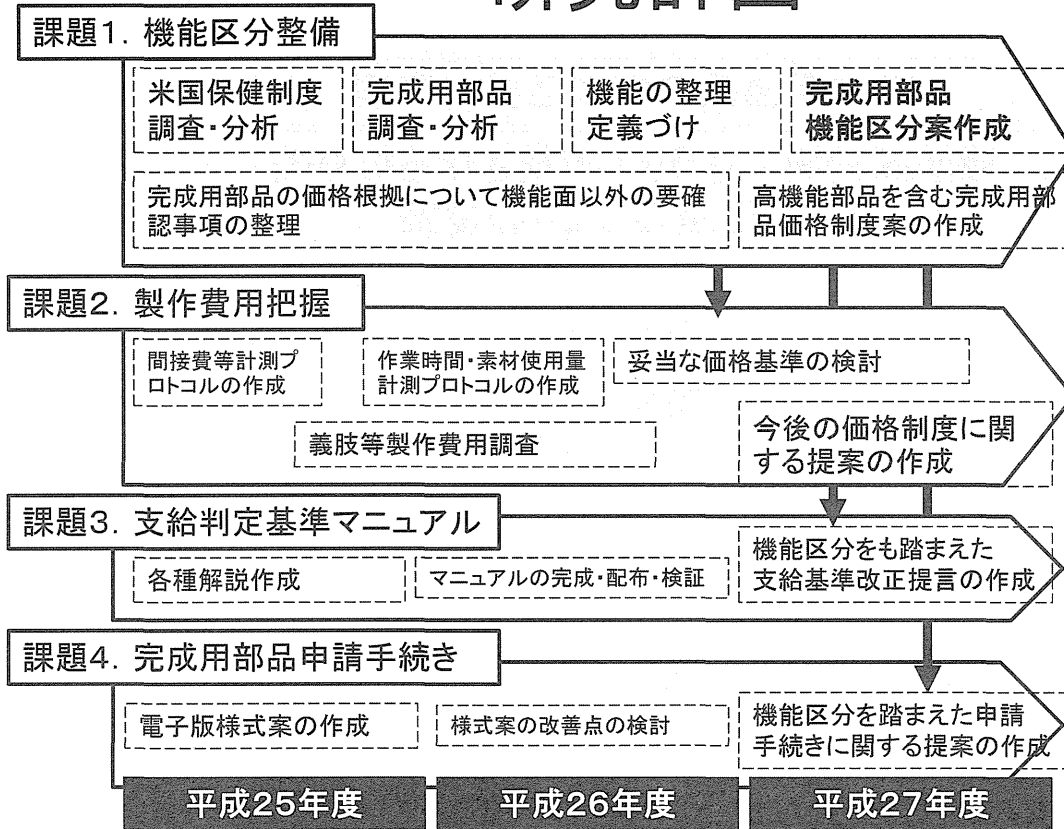
義肢・装具・座位保持装置をその利用者に応じ適切なものが 適正な価格で行き渡る

これら補装具の利用者の社会参加・自立を促進

必要とする人に適切な補装具が 行き渡るように



研究計画



機能区分整備を軸とする
制度・仕組みの提案

補装具の適切な支給実現のための 制度・仕組みに関する研究

完成用部品の機能にかかる課題と 米国保険制度における機能区分

2014年2月22日

分担研究者：児玉 義弘(ナブテスコ株式会社)

山崎 伸也(国立障害者リハビリテーションセンター)

我澤 賢之(国立障害者リハビリテーションセンター)

課題. 完成用部品の機能区分整備

• 背景

◇処方判定面

⇒ 利用者の活動レベル・生活様式に合わせて、必要な機能の部品を適切に処方するための基準がない。

⇒ 適合判定時の判断に地域格差が生じている。

◇価格面

－ 完成用部品の公示価格は、部品供給業者から提示される販売価格で決定される。

－ 原価等の価格構成を確認する仕組みはあるが、部品の機能は整理されていない。

⇒ 機能面から見た価格の妥当性が確認できない。

⇒ 類似機能でありながら価格が異なる部品がある。

【解決策】

機能区分の整備を行うことで、価格および処方判定適正化を図る。

課題. 完成用部品の機能区分整備

• 目標

- 米国保険制度における機能分類を参考とし、価格の妥当性評価および適合判定時の目安となる完成用部品の機能区分を作成する。
- また機能区分を踏まえた完成用部品価格制度の在り方について提案をまとめる。

• 方法

- 米国保険制度調査・分析するとともに、日本の現行の完成用部品の機能について調査・分析を行い、機能の整理・定義付けを行う。
- 整理・定義された機能に応じ、現行の価格帯についてまとめて整理を行う。
- 機能区分案を作成する。
- 医療機器・薬価等の関連価格制度を参考にしつつ機能区分に応じた完成用部品価格制度の在り方について提案をまとめる。

期待される効果

• 適切な補装具供給への貢献

- 利用者の活動レベル・生活様式にあった、より適切で補装具選択・支給につながる
- 地域格差の是正
- 補装具費支給制度、支給基準の理解が深まることで判定困難事例が減少
- 支給決定までが円滑となり、納品までの時間が短縮。
- 価格面でも機能に応じた価格付けが実現
- 新しい機能を持つ部品が供給されやすくなる

米国保険制度(L-Code)調査

米国の医療制度

メディケア : 65歳以上の高齢者
身体障害者 ⇒ 連邦政府

3割

メディケイド : 低所得者 ⇒ 州

民間保険会社 : 勤め先が保険料を補助、
生命保険会社などの民間保険に入る

5割

民間保険にも入っていないため補助が受けられない。
: 勤め先の経営が苦しい、自営業、失業中のため
民間保険に入っていない。

2割

義肢装具の支払い メディケア 80% 個人 20%

個人支払分を民間保険で支払ってもらうために保険に加入

Lコードとは

HCPCS (The Healthcare Common Procedure Coding System)

・医療共通行為コード体系

HCPCSレベル I

- ・米国医師会 (AMA)が維持管理している数字コード体系CPT (医師診療行為用語) で構成
- ・5桁の数字で構成

HCPCSレベル II

- ・救急車搬送や病院外で使用される耐久性医療機器、義肢、装具、備品 (DMEPOS) など、CPTに含まれない製品、備品、サービスを識別するために主
- に使用される標準コード体系
- ・アルファベット1文字と4桁の数字で構成 (英数字コードとも呼ばれている)

- ・ A-Code : Medical Equipment and Supplies
- ・ E-Code : Durable Medical Equipment
- ・ K-Code : Temporary Code (All categories, May eventually transition)
- ・ L-Code : Orthotics and Prosthetics
- ・ S-Code : Temporary Non-Medicare Code

Lコードの特徴

| | |
|---------------------|---|
| 部品の価格 | 機能毎に設定、同一機能、同一価格 ※サプライヤーの販売価格は自由 ※州によって価格が異なる |
| 3種類のコード ※義足のコード数 | Base Code、Additional Code、Dump Code ※合計183(ソケット、膝継手、足部、その他) |
| ユーザーの機能レベル | K0~K4の5つに分類 ※機能レベルはPO又はDrが評価 |
| 処方 | ユーザーの機能レベルにより使用部品が限定 |
| コード認定・価格決定 | 既存の機能(コード)を利用可 新機能は申請、審査、新コード設定 コード認定、価格決定⇒CMS 年間申請件数 ⇒ 10数件(製品でなく機能の申請) |

Lコードの参考例 (大腿義足)

L5321 AK、骨格、モールドソケット、単軸膝継手、SACH足 ⇒ Base Code



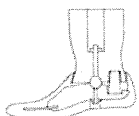
L5631 アクリルソケット



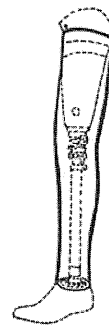
L5652 サスペンション



L5611 4節リンク摩擦遊脚相制御



L5986 単軸足部



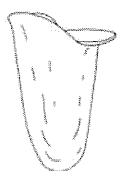
L5705 カスタム成型
保護カバー

材料

- ・チタン
- ・カーボンetc

L5950
超軽量材料

Lコード (ソケット)



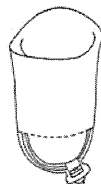
L5624 AK、
テストソケット



L5651 AK、フレキシブルイ
ンナーソケット・外フレーム



L5631 AK、KD、
アクリルソケット



L5652 AK、KD、
吸着ソケット



L5644 AK、
木製ソケット

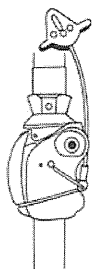


L5658 AK、ソケットイン
サート(Kemblo他相当品)

Lコード (膝継手)



L5810 単軸、マニュアルロック

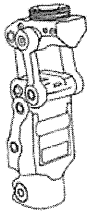


L5810 単軸、マニュアルロック、超軽量材料



L5812 単軸、摩擦遊脚制御、荷重ブレーキ

Lコード(膝継手)



L5814 多軸、油圧遊脚制御、メカニカルロック

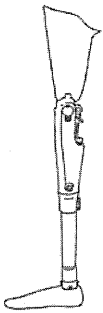


L5816 多軸、メカニカルスタンスフェイスロック



L5826 単軸、油圧遊脚制御、小型ハイアクティブフレーム

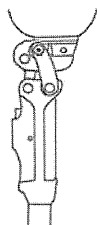
Lコード (膝継手)



L5824 単軸、油圧遊脚制御



L5830 単軸、空圧遊脚制御



L5840 多軸、空圧遊脚制御

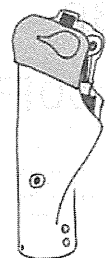
Lコード (膝継手)



L5856 電子制御、遊脚・立脚

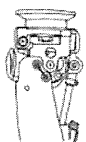


L5857 電子制御、遊脚のみ

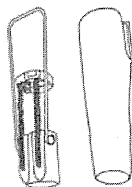


L5858 電子制御、立脚のみ

Lコード (膝継手)



L5845 スタンスフレクション機能、調整可

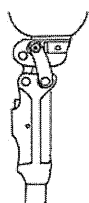


L5850 膝伸展補助

L5930 高活動膝継手フレーム

L5950 超軽量材料(チタン、カーボン、又は同等品)

【膝継手参考例（4軸インテリジェント膝継手）】



L5840 多軸、空圧遊脚制御 \$3,171



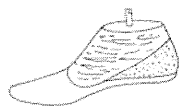
L5857 電子制御、遊脚のみ \$7,190

L5950 超軽量材料 \$728

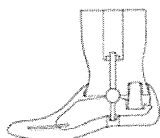
| | |
|------|---------------|
| 合計金額 | \$11,089 |
| | (約1,100,000円) |

| | |
|--------------|---------|
| ※国内完成用部品公示価格 | 347,300 |
| 円 | |

L-Code（足部）



L5970 SACH



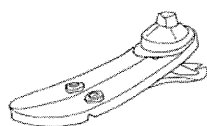
L5974 単軸



L5930 エネルギー蓄積(シートル、カーボンコピーⅡ、同等品)

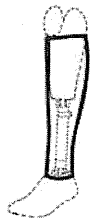


L5979 多軸、ダイナミックレスポンス、一体型

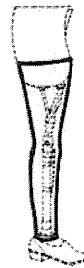


L5981 フレックスウオークシステム、又は同等品

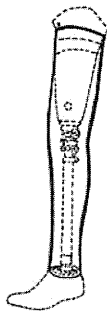
Lコード(フォームカバー)



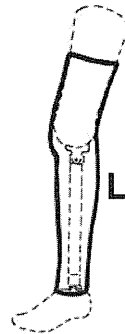
L5704 BK、フォームカバー



L5707 HD、フォームカバー



L5705 AK、フォームカバー



L5706 KD、フォームカバー

米・日見積り比較 (下腿義足:ライナー使用)

| 米国の見積り内容 | | 平均金額 | 日本の見積り内容 | | 金額 | |
|----------|-------|--------------------------------|----------|-------------------------|--|---|
| ベースコード | L5301 | 下腿義足、モールドソケット SACH足部、骨格構造義足 | \$2,491 | 基本価格 基本価格の加算 製作要素 | B-4 PTB式 チェックソケット アクリルソケット カーボン使用加算 | ¥63,000 ¥44,200 ¥24,600 ¥6,300 |
| | | | | 支持部 | 支持部 | ¥10,600 |
| 追加コード | L5620 | 下腿義足チェックソケット加算 (×2まで可能) | \$301 | 完成用部品 (義足調整用部品) | ソケットアダプター チューブ | ¥24,700 ¥12,500 |
| | L5629 | 下腿義足でアクリルソケット加算 | \$345 | 完成用部品 (その他) | ライナー ピン付 ロックアダプター | ¥139,000 ¥52,400 |
| | L5637 | トータルコンタクト | \$313 | | | |
| | L5647 | サクシオンソケット | \$863 | 完成用部品 (足部) | 多軸、エネ蓄、一体型 | ¥49,800 ¥15,400 ¥1,600 |
| | L5910 | アライメント調整機能加算 | \$393 | | | |
| | L5940 | 超軽量素材使用 | \$564 | | | |
| | L5673 | ロッキングライナー (×2まで可能) | \$725 | | | |
| | L5671 | 懸垂装置 (ロック機構) | \$539 | | | |
| | L5979 | 多軸、ダイナミックレス ポンスフット、一体型 | \$2,476 | | | |
| | 合計金額 | \$9,010 | | | | |